

生活交通確保維持改善計画（令和 2 年度～令和 4 年度）（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

令和元年 6 月 28 日

（名 称） 飯塚市
（代表者名） 市長 片峯 誠

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

「飯塚市生活交通確保維持改善計画」

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市のコミュニティ交通については、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて定時定路線型コミュニティバスの実証運行を行い、その検証結果を踏まえ、より有効と考えられる手法として、平成 24 年度から区域運行型デマンド方式の予約乗合タクシー（地域公共交通確保維持事業の活用による）及び定時定路線型のコミュニティバスの併用運行方式を導入した。

具体的には、地区内の円滑な移動を予約乗合タクシーで担い、地区間の連結をコミュニティバスで担うことにより、高齢者等の交通弱者の日常生活における通院や買い物をはじめとする外出や社会参加を促進するための交通手段を整備するものであり、この運行方式の定着により利用者数も毎年増加してきている。また、これらに加え、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間、中心市街地を循環する定時定路線型の「街なか循環バス」の実証運行を行った。

平成 30 年 4 月からは、従来のコミュニティバスと、実証運行を終えた街なか循環バスの路線を再編し、新たな形態によるコミュニティバスの運行を開始したところである。

今後も、「民間公共交通機関を補完し、市民の日常生活における移動を支える」交通手段を確保するため、引き続き地域公共交通確保維持事業を活用しながら、本市における公共交通の方向性を示す第 2 次飯塚市地域公共交通網形成計画（平成 30 年 3 月策定）の基本方針（※）に沿って、各種コミュニティ交通事業を推進する必要がある。

（※）第 2 次飯塚市地域公共交通網形成計画の基本方針

- 方針 1. 拠点連携型のまちづくりと公共交通の一体的な公共交通体系の構築
- 方針 2. 適切な役割分担に基づく持続可能な公共交通網の形成
- 方針 3. 多様な交通機関の有機的な連携による効果的・効率的な公共交通体系の構築
- 方針 4. 地域のニーズに合った公共交通の構築

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

2-1. 事業の目標

予約乗合タクシー及びコミュニティバスの併用運行にあたっての定量的な目標として、利用者数に関する目標値を設定する。

表1 予約乗合タクシー、コミュニティバスの定量的な目標（人）

	現状 平成29年10月 ～平成30年9月	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予約乗合タクシー	45,239	46,700	47,900	49,100
コミュニティバス	25,105	29,300	30,100	30,900
街なか循環バス	5,748	—	—	—

(※街なか循環バスは平成30年4月よりコミュニティバスと統合し、コミュニティバスを4路線に再編)

表2 予約乗合タクシー運行系統別の定量的な目標（人）

運行系統名	現状 平成29年10月 ～平成30年9月	令和2年度	令和3年度	令和4年度
飯塚東	692	879	904	929
庄内	3,074	3,306	3,400	3,494
鎮西	4,048	4,394	4,478	4,562
筑穂	12,096	12,461	12,834	13,207
穂波	9,490	9,800	9,800	9,800
颯田・鯉田	3,306	3,184	3,470	3,756
鎮西・二瀬	4,376	4,732	4,760	4,788
二瀬	5,116	4,900	4,900	4,900
幸袋	3,041	3,061	3,367	3,673
合計	45,239	46,717	47,913	49,109

※令和2～4年度の表2「予約乗合タクシー運行系統別の定量的な目標」の目標数値については、最も高い水準で安定傾向にある穂波系統・二瀬系統の値を据え置き、他系統において段階的に増加を図る形で算出。

2-2. 事業の効果

予約乗合タクシー及びコミュニティバスの併用運行により、以下の効果を期待できる。

(1) 市全域における移動の円滑化

地区内の移動を予約乗合タクシーで、地区間の移動をコミュニティバスでそれぞれ担うことにより、市民が飯塚市全域において円滑に移動することができる。

(2) 民間公共交通（民間路線バス・鉄道）への乗り継ぎの円滑化

予約乗合タクシー及びコミュニティバスを運行することにより、市内の民間公共交通機関（鉄道及び民間バス）へのアクセスの利便性が向上し、円滑な乗り継ぎが可能となる。

(3) 地区内移動手段の確保による利便性の維持・向上

地区内を運行する予約乗合タクシーにより、地域住民の買い物や通院のための移動手段が確保され、日常生活における利便性が維持・向上する。

(4) 市内の主要な拠点施設へのアクセス確保による利便性の向上

市内の各種拠点施設をコミュニティ交通で結ぶことにより、地区内のみならず地区外の拠点施設へのアクセスが向上し、市民の利便性が向上する。

(5) 市民の社会参加機会の拡大

高齢者等の交通弱者をはじめとする市民の外出をコミュニティ交通の運行により支援することを通じて、市民の社会参加の機会が拡大する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業の名称	事業の概要	実施主体
公共交通モニタリング	<p>鉄道、バス、コミュニティ交通の利用状況をモニタリングし、利便性の向上、満足度、運行上の課題や要望を把握する。</p> <p>交通事業者に対し、モニタリング結果に基づく運行改善などをスムーズに進める。</p> <p>(第2次飯塚市地域公共交通網形成計画 P.93)</p>	飯塚市地域公共交通協議会
コミュニティバスの効果的・効率的な運行	<p>民間バス、コミュニティバス、地域運行型交通システムの運行状況を整理し、適切な役割分担のもとで連携しながら、コミュニティバスを効果的・効率的に運行する。</p> <p>(第2次飯塚市地域公共交通網形成計画 P.93)</p>	飯塚市 交通事業者
予約乗合タクシーの運行	<p>交通空白地域の居住者や高齢者などの交通弱者が、買物や通院等の日常生活に必要な移動を行えるように、予約乗合タクシーを運行する。</p> <p>(第2次飯塚市地域公共交通網形成計画 P.96)</p>	飯塚市 交通事業者
公共交通利用に対する支援(利用方法説明会の開催等)	<p>「公共交通の利用の仕方がわからない」などの意見に対応するための説明会の開催を通じて、公共交通の利用促進を図る。</p> <p>(第2次飯塚市地域公共交通網形成計画 P.98)</p>	飯塚市
コミュニティ交通に関する各種広報	<p>市報やホームページにコミュニティ交通の利用に関する記事を掲載するとともに、市内で開催される各種イベント等の機会を活用して利用ガイド等を配布することにより、市民の潜在的な需要を喚起し、利用促進につなげる。</p>	飯塚市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持事業により、予約乗合タクシーの運行を確保・維持する。

本市では、予約乗合タクシーの運行にあたり、飯塚市地域公共交通協議会の意見を踏まえ、平成 29 年度に条件つき一般競争入札を実施し、下表に示す 5 事業者を運行業務の委託先に決定した。

表 予約乗合タクシー運行業務の事業者

運行系統（運行地区）	運行事業者
飯塚東地区、庄内地区 鎮西地区（八木山地区以外） 筑穂地区	（有）Shonai 観光
穂波地区	穂波タクシー(株)
颯田・鯉田地区	安全タクシー(有)
二瀬地区 鎮西地区（主に八木山地区）	総合交通(株) 飯塚営業所
幸袋地区	（有）幸袋タクシー

「表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

本件事業費の負担者及び収受等の流れは次のとおり。

○飯塚市：運行事業者に対し、運行経費等（定額）を委託料として支払う。

○事業者：運行に係る収入を収受し、その同額を市へ納付する。

○飯塚市地域公共交通協議会：国庫補助金（運行経費から算出）を収受し、その同額を市へ納付する。

以上により、飯塚市としての実質的な負担額は、運行経費等（委託料）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額となる。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

飯塚市地域公共交通協議会

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象者とする場合のみ】

- ・運行実績報告（日報等）からの運行状況の把握
- ・モニタリング調査（ヒアリング等）

8. 別表 1 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認められた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

（該当なし）

9. 別表1の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
(該当なし)
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
(該当なし)
11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
(該当なし)
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
「表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
- (1) 事業の目標
(該当なし)
- (2) 事業の効果
(該当なし)
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成 29 年度は「飯塚市地域公共交通協議会」を 5 回開催。

平成 30 年度は「飯塚市地域公共交通協議会」を 4 回開催。

令和元年度は「飯塚市地域公共交通協議会」を 1 回開催（6 月 28 日現在）。

表 飯塚市地域公共交通協議会の平成 29 年度開催状況及び主な議題

年度	日時	主な議題
平成 29 年度	平成 29 年 7 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯塚市コミュニティ交通について ・ 生活交通確保維持改善計画（平成 30 年度～平成 32 年度）について（承認）
	平成 29 年 11 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度飯塚市地域公共交通協議会決算報告及び監査報告について ・ 平成 29 年度飯塚市地域公共交通協議会収支予算(案)について ・ 平成 30 年度以降の飯塚市コミュニティ交通の運行について ・ 飯塚市地域公共交通に関するアンケート調査結果について ・ 飯塚市地域公共交通網形成計画方針(案)について
	平成 29 年 12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 次飯塚市地域公共交通網形成計画(素案)について ・ 平成 30 年度以降の飯塚市コミュニティ交通の運行について
	平成 30 年 2 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 次飯塚市地域公共交通網形成計画(案)について ・ 地域公共交通調査事業(計画策定事業)に伴う事業評価について ・ 地域公共交通確保維持改善事業(フィーダー系)に伴う事業評価について ・ 八木山地区スクールバスの運行について
	平成 30 年 3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西鉄バス「碓井・大分抗線」について

表 飯塚市地域公共交通協議会の平成 30 年度開催状況及び主な議題

年度	日時	主な議題
平成 30 年度	平成 30 年 6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯塚市コミュニティ交通について ・ 生活交通確保維持改善計画（平成 31 年度～平成 33 年度）について（承認）
	平成 30 年 11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度飯塚市地域公共交通協議会決算及び監査報告について ・ 平成 30 年度飯塚市地域公共交通協議会予算(案)について ・ 地域公共交通確保維持改善事業の評価について ・ 飯塚市コミュニティ交通の運行について
	平成 30 年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯塚市コミュニティ交通の運行について

	平成 31 年 3 月 15 日	・ JR 九州バス「直方線」の一部区間廃止の申出に係る対応について
--	------------------	-----------------------------------

表 飯塚市地域公共交通協議会の令和元年度開催状況及び主な議題

年度	日時	主な議題
令和元年度	令和元年 6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度飯塚市地域公共交通協議会予算について ・ 飯塚市コミュニティ交通の運行について ・ 飯塚市生活交通確保維持改善計画(令和 2 年度～令和 4 年度)について

18. 利用者等の意見の反映状況

コミュニティ交通の利用者を含む地域住民に対してアンケート調査等を実施し、その調査結果及び市に寄せられた意見・要望の事業への反映を図った。

表 利用者等の意見等の収集

項目	概要
平成 28 年度 市民ヒアリング調査	・ 公共交通に関する市民意向を把握するためのヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の対象は、コミュニティバスや街なか循環バスのバス停が設置されている市内の主要施設の利用者とした。
平成 29 年度 市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通を特に必要とすると考えられる 65 歳以上の飯塚市民を対象に、郵送による配布・回収方式によるアンケート調査を実施した。 ・ 高齢者と同じく公共交通機関に頼らざるを得ない高校生の意向を把握するため、嘉飯地区の県立高校に通う 1 年生を対象にアンケート調査を実施した。
平成 30 年度 市民アンケート及び ヒアリング調査	・ 公共交通に関する市民意向を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。アンケート調査の対象は、予約乗合タクシーの利用登録者のうち、利用割合の大きい 65 歳以上の高齢者とした。ヒアリング調査の対象は、市内の主要施設の利用者とした。
各年度通年 市に寄せられる意見・ 要望の聴取	・ 電話や窓口において市に寄せられる意見や要望を記録・整理し、運行形態等の見直しを検討する材料とした。

19. 協議会メンバーの構成員

飯塚市地域公共交通協議会の構成員は、下表のとおりである。

表 飯塚市地域公共交通協議会の委員構成（所属一覧）

No	委員所属	No	委員所属
1	飯塚市 行政経営部長	17	幸袋まち まちづくり協議会
2	飯塚市 都市建設部長	18	鎮西地区まちづくり協議会
3	西鉄バス筑豊株式会社	19	鯉田地区まちづくり協議会
4	J R九州バス株式会社	20	穂波まちづくり協議会
5	九州旅客鉄道株式会社	21	筑穂地区まちづくり協議会
6	飯塚旅客自動車協同組合	22	庄内地区まちづくり協議会
7	国土交通省北九州国道事務所筑豊維持出張所	23	穎田まちづくり協議会
8	福岡県飯塚県土整備事務所	24	飯塚市社会福祉協議会
9	近畿大学産業理工学部	25	飯塚市老人クラブ連合会
10	福岡県飯塚警察署	26	飯塚市身体障害者福祉協会
11	福岡県 交通政策課	27	飯塚商工会議所
12	飯塚片島まちづくり協議会	28	飯塚市商工会
13	菰田まちづくり推進協議会	29	一般社団法人福岡県バス協会
14	立岩地区まちづくり協議会	30	西鉄グループバス労働組合
15	飯塚東地区まちづくり協議会	31	桂川町 企画財政課 ※
16	二瀬地区まちづくり協議会	※桂川町については、令和元年6月28日開催の協議会における本計画の承認議決のみに参加（議決委任）	

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福岡県飯塚市新立岩5-5

（所 属）飯塚市役所市民協働部地域振興課

（氏 名）南 有紀

（電 話）0948-22-5500（内線1439）

（e-mail）chiikishinkou@city.iizuka.lg.jp